

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（本業務の特記仕様事項）

- 第5条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本業務における特記仕様事項を記載）

（1）計画準備

本業務の主旨を十分に理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

（2）現地踏査・資料収集整理

本業務の対象施設について、現地踏査により、既存施設及び周辺施設の状況を把握し、整理するものとする。

また、既存施設に関する調査及び設計関連資料の収集を行い、整理するものとする。

(3) 波浪変形解析

既存資料の整理解析により、港内に侵入する波の挙動を把握する港内静穏度解析および、杭の老朽化についての検証を行うものとする。

(4) 土質資料整理解析

本業務の対象施設について、地質調査・地質解析（箇所は防波堤付近）を2本施行済みである。それを用い設計に必要な地盤条件を整理・解析するものとする。

(5) 耐震機能診断（防波堤）

本業務の対象施設について、耐震機能診断を行うものとする。

1) 設計条件

自然条件、地質条件、設計震度等の設計条件を決定する。

2) 地震応答解析・液状化の判定（簡易法による沈下量の算定含む）

発生頻度の高い津波を生じさせる地震による一次元の応答解析を行い、設計震度を算定する。また、解析結果及び土質試験結果を用いて液状化の予測判定を行う。

3) 地震に対する安定計算

a) 耐波検討 設計波高に対する既設構造物の安定性を照査し、対策の要否を判定する。

b) 耐震検討 [漁港漁場施設の設計の手引き] に示す外郭施設および係留施設A設計震度もしくは発生頻度の高い津波を生じさせる地震で求まる設計震度の大きい方を適用し、地震に対する既設施設の安定照査を行い、対策の要否を判定する。

4) 津波に対する安定計算

発生頻度の高い津波（L1津波）に対する既設施設の安定照査を行い、対策の要否を判定する。

(6) 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。

また、調査・計画作業が終了後は、全ての内容について照査し報告書にまとめる。

(7) 報告書作成

提出する成果は、次のとおりとする。

- ① 紙媒体報告書（A4チューブファイル綴じ） 1部
- ② 報告書原稿（電子データ） 1式（正副2部）

(8) 設計協議

本業務の設計協議は、業務着手時、中間打合せ1回、業務完了時の3回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。